

高浜市説明資料

高浜市 総務部 財務グループ

保証証書の提出について

- ・保証事業会社が発行する保証証書（契約保証、前払金保証、中間前払金保証 等）について、**電子保証での提出を可**とします。※保証事業会社以外が発行する保証は対象外

対象

- ・令和6年9月19日以降に公告を行う建設工事入札案件（10月9日契約締結予定）
※**書面（紙）で契約を締結する案件を含む**
- ・令和6年10月9日以降に契約を締結する随意契約案件

提出方法

- ①保証事業会社にて保証を申込み際に、保証証書の形式について「電子保証」を選択
- ②申し込み完了後に、保証事業会社より発行された「認証キー」を「高浜市電子申請・届出システム」よりPDFデータにて提出

※提出していただいた認証キーを使用して市側で保証証書を確認するため、書面での提出は必要ありません。
※ページにアクセスするためのURLは、後日高浜市ホームページに掲載します。

建設リサイクル法説明書の提出について

- 建設リサイクル法の説明書については**従来通り書面（紙）での提出**とします。
（財務グループの窓口にて提出）
- 説明書に含まれる「特記事項」は契約書に添付しますので、落札後すみやかにご提出をお願いします。

落札後に提出する書類の提出方法

書類	提出方法
契約保証	電子・書面（紙）
前払金保証	電子・書面（紙）
中間前払金保証	電子・書面（紙）
建設リサイクル法説明書	書面（紙）